

# かけはし

JITCO JOURNAL

7  
2017.July  
Vol.130

●特集

## — 外国人技能実習制度 — 監理団体・実習実施者の皆様の 新制度対応

●JITCO専務理事に聞く  
これからのJITCOについて



# かけはし

JITCO JOURNAL



2017.7 Vol.130

表紙の写真：インレー湖（ミャンマー）  
ミャンマーで人気の観光地・インレー湖。インダー族をはじめとする複数の民族が、湖上とその周辺に木と竹を使った家を建て、集落を作って暮らしています。ここでの主な交通機関は「フレー」と呼ばれる小型のボート。買い物や漁、子ども達の通学の足として湖上を行き交う様子は、インレー湖ならではの風物詩として知られています。

## CONTENTS

### 巻頭言

- p.1 外国人技能実習制度の「第二の創設」にあたって  
公益財団法人国際研修協力機構 理事長 鈴木和宏

### JITCO専務理事に聞く

- p.2 これからのJITCOについて  
公益財団法人国際研修協力機構 専務理事 新島良夫

- p.4 JITCOの支援サービスについて

### 特集

- p.5 外国人技能実習制度 監理団体・実習実施者の皆様の新制度対応

- p.5 技能実習法に基づく新制度の概要

- p.6 ① 監理団体許可申請について

- p.9 ② 技能実習計画認定申請について

- p.14 ③ 優良な監理団体・実習実施者の要件について

- p.18 ④ 監理責任者等の養成講習について

- p.19 ⑤ 外国の送出国の要件について

- p.20 JITCOの教材のご案内

- p.22 JITCO開催セミナーのご案内

- p.24 JITCO開催セミナーのご報告／編集後記

### 技能実習days

- 協同組合 香川豊南 ● NSウエスト 株式会社 ● 協同組合 共栄

# 外国人技能実習制度の 「第二の創設」にあたって



公益財団法人 国際研修協力機構  
理事長 鈴木 和宏

**我**が国の外国人技能実習制度は、開発途上国の青壮年等への技能移転を通じた国際貢献を目的に、1993年に創設され、これまで幾度かの改正を経て発展してまいりました。技能実習生の在留者数は、リーマンショック直後に一時減少したものの、ここ数年は毎年右肩上がり増加しており、2016年12月末の統計では22万8千人を超えるまでになっています。技能実習生の送出国についても、以前は中国からの技能実習生が半数以上を占めていましたが、近年はベトナムからの技能実習生が急増し、現在はベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ、カンボジア、ミャンマーといった国々が技能実習生の在留者数で上位を占めています。

このように技能実習生が増加し、送出国も多様化するなか、制度の適正運用をより進める必要があるとの声が強まり、それを実行するための措置として、2015年3月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が国会に提出されました。この技能実習法は、昨年11月の臨時国会において約2年越しで成立し、昨年11月28日の公布を経て、去る4月7日の政令において2017年11月1日からの施行が決定いたしました。

技能実習法に基づく新制度では、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制など、抜本的な制度改正が実施される予定であり、約四半世紀にわたる技能実習制度の歴史の中でも、今回の制度改正は制度の「第二の創設」と言える程の大規模なものとなっています。従来の技能実習制度を引き継ぎ、その延長線上にあるとはいえ、多くの手続きが追加され、より厳格な制度へと生まれ変わることとなります。

私ども JITCO は1991年の設立以来、技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを使命として、監理団体、実習実施機関、送出機関等への総合的な支援や適正実施の助言・指導などを行ってまいりました。新制度においても、引き続き、外国人技能実習制度を支える中核的な推進機関として、その役割・使命を果たしてまいります。

監理団体・実習実施機関の皆様には、JITCO の業務に関しまして、従前と変わらぬご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# これからのJITCOについて

2017年3月に全国8ヶ所で開催した外国人技能実習制度「新制度説明会」の参加者アンケートでお寄せいただいたご質問・ご要望をもとに、これからのJITCOについてJITCO新島専務理事にインタビューしました。



公益財団法人 国際研修協力機構  
専務理事 新島良夫

## まずは、技能実習法で新たに設立された外国人技能実習機構とJITCOの役割の違いについて教えてください。

新制度において、新たに設立された外国人技能実習機構とJITCOの役割の違いを一言で表すと、外国人技能実習機構は制度の適正化のための管理監督を中心に行い、私どもJITCOは主に制度の円滑化のための支援機関の役割を担うことになります。

JITCOは、これまでは言わば「制度の適正化」と「制度の円滑化」の両方の役割を担ってきたわけですが、新制度においては、監理団体、実習実施者、送出国などの制度関係者や政府関係機関の間に立って、国内外の関係者に支援・助言を行う組織として、制度活用の「円滑化」を柱に、長年蓄積してきた経験を生かし活動していくことになります。

## それに伴い、JITCOの活動内容はどのような姿になりますか？

新制度においては、JITCOは外国人技能実習制度の円滑化のための「総合支援機関」となり、受入れ支援、手続き支援、送出し支援、人材育成支援、実習生保護支援の5つの支援を柱に活動していくこととしています。

イメージ的に言いますと、現行制度のもと厚生労働省からの委託事業として実施していたJITCOの「巡回

指導」などは、新制度においては外国人技能実習機構の設立に伴い終了する見込みですが、一方で、JITCO本部や地方駐在事務所における相談対応はもちろん、JITCOから監理団体の皆様のところにお伺いしての情報提供・アドバイスなども行っていく予定です。

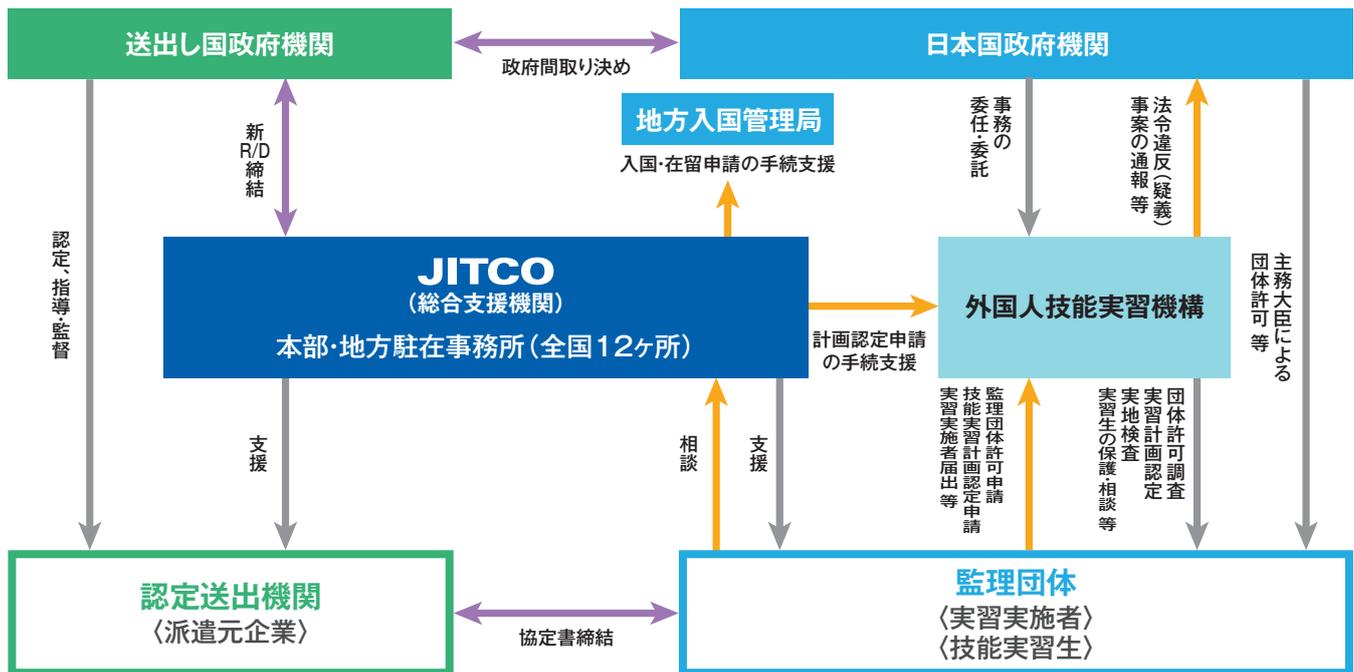
JITCOの職員は総合コンサルタント的な視点から、今まで以上に皆様のお近くでご相談に応じ、皆様とともにその問題解決に努めていくことになります。

## 特に、技能実習法のもとで新たに導入される「監理団体の許可申請」や「技能実習計画の認定申請」に関して、相談・支援のニーズが増すと思われるのですが、この点で監理団体や実習実施機関はどのようなJITCOの支援が受けられますか？

11月1日の技能実習法の施行を目前に控え、外国人技能実習機構において、6月から監理団体許可申請、7月から技能実習計画認定申請のそれぞれ事前受付が始まりました。JITCOではそれに先立ち、5～6月に「新制度・技能実習生受入れセミナー」を全国9ヶ所・12回開催し、監理団体許可や技能実習計画認定の申請書類の書き方などについて説明させていただきました。多くの監理団体・実習実施機関の皆様にご参加いただきましたが、JITCOの本部（東京）や地方駐在事務所ではいつでもご相談に応じ、支援・助言をさせていただきます。

特に、技能実習生ごとに作成・申請が必要となる技

## 新制度におけるJITCOと関係機関



能実習計画に関しては、外国人技能実習機構宛での申請書類の事前点検・提出を新たに行うほか、従来実施してきた地方入国管理局への入国・在留申請書類の事前点検・取次ぎに至るまで支援いたします。

### セミナーや教材等についても今後の展開方針を聞かせてください。

セミナーに関しては、今年3月に開催した「新制度説明会」や前述の「新制度・技能実習生受入れセミナー」のように、全国各地での開催に努め、制度の包括的な仕組みや具体的な手続きの注意点などについて情報提供を行う予定です。

また、新制度において監理団体および実習実施者を対象に受講が義務づけられている監理責任者や技能実習責任者の養成講習などについても、主務大臣の確認・告示を前提に、当該講習の体制を整備のうえで養成講習機関となり、早期かつ広範囲での講習開催に努めます。

教材・テキストに関しては、新制度に関する各種参考書籍のほか、送出し国の多様化や職種追加に対応するため、多言語化や新たな専門用語対訳集の作成などを進めます。その他、送出機関に対しても、相談・

助言や日本語指導に関する支援を行っていきます。

### JITCOの賛助会員制度や会員特典について説明してください。

今まで申し上げてきた今後の事業を実施するにあたっては、賛助会員の皆様からの会費が基盤となります。私どもとしては、できるだけ多くの方々に賛助会員になっていただきたいと思っておりますので、種々の賛助会員特典を用意しています。

たとえば、①セミナー等の受講料の優待、②講師派遣の優先実施・講師派遣料の優待、③外国人技能実習機構・地方入国管理局宛て申請書類の点検・提出・取次サービスの料金優待、④「JITCO サポート (申請書類作成支援システム)」のご提供、⑤「賛助会員ポータルサイト」・メールマガジンによる優先的な情報提供、⑥定期刊行物「かけはし」「技能実習生の友」の冊子配付、⑦教材・テキストの割引価格でのご提供などがありますので、会員の皆様は是非 JITCO の各種支援サービスをご活用ください。

これからも技能実習制度の円滑な推進に向けて、皆様のお役に立つサービスの拡充に努めていきます。

# JITCOの 支援サービスについて

JITCOは1991年の設立以来、技能実習制度の歴史と共に歩んでまいりました。

新制度においても、監理団体、実習実施者、送出機関等の総合支援機関として、受入れ支援、手続き支援、送出し支援、人材育成支援、実習生保護支援の5つの支援事業を柱に、個別のご相談への対応やセミナー・講習会の開催などを通じて、技能実習制度の円滑な運営に寄与してまいります。



## JITCOの主な支援サービス

	個別相談・講師派遣	セミナー・講習会
受入れ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習制度(新旧制度)に関する各種ご相談</li> <li>● 監理団体への訪問による情報提供・相談支援</li> <li>● 監理団体の依頼に基づく実習実施者への訪問支援</li> <li>● 職種追加に関するご相談</li> <li>● 監理団体への送出国・送出機関に関する情報提供・相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習制度説明会</li> <li>● 技能実習生受入れ実務セミナー</li> <li>● 技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー</li> <li>● 特別セミナー(監理実務セミナー、禁止罰則規定実務セミナー、相談員養成セミナー等)</li> </ul>
手続き支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請書類の点検・提出</li> <li>● 地方入国管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次ぎ</li> <li>● 上記申請書類の作成支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新制度・技能実習生受入れセミナー(団体許可申請書類及び計画認定申請書類の書き方等 ※2017年5、6月開催済み)</li> <li>● JITCOサポート(申請書類作成支援システム)講習会</li> </ul>
送出し支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 送出国窓口との協力による送出機関への支援</li> <li>● 海外視察</li> <li>● 送出機関への日本語教育支援</li> <li>● 送出機関への教材販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監理団体・送出機関のジョイントセミナー</li> <li>● 送出国事情説明会</li> </ul>
人材育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 技能実習生の技能向上に関する支援</li> <li>● 日本語指導支援</li> <li>● 教育・テキストの販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監理責任者等養成講習(仮称)<sup>*</sup></li> <li>● 技能実習責任者養成講習(仮称)<sup>*</sup></li> <li>● 技能実習指導員養成講習(仮称)<sup>*</sup></li> <li>● 生活指導員養成講習(仮称)<sup>*</sup></li> <li>● 日本語指導担当者実践セミナー</li> <li>● 日本語指導トピック別実践セミナー</li> </ul>
実習生保護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法的保護情報講習への講師派遣</li> <li>● 技能実習生向け母国語相談</li> <li>● 外国人技能実習生総合保険等の普及(JITCO保険)</li> </ul>	—

(注)※印の講習については、養成講習機関としての主務大臣による確認・告示を前提に実施いたします。

## 監理団体・実習実施者の皆様の 新制度対応

技能実習法に基づく新たな外国人技能実習制度では、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制等が新たに導入される一方、優良な監理団体・実習実施者に対しては実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などの制度の拡充も図られます。また、技能実習法により新たに外国人技能実習機構が設立され、本年11月1日の法施行に向け、監理団体の許可や技能実習計画の認定に関する申請書類の受付を開始しています。

そこで本号では、外国人技能実習制度「新制度特集」として、新制度に向けた準備のポイントを中心に解説します。

### 外国人技能実習機構における事前受付

監理団体許可申請 2017年6月1日～

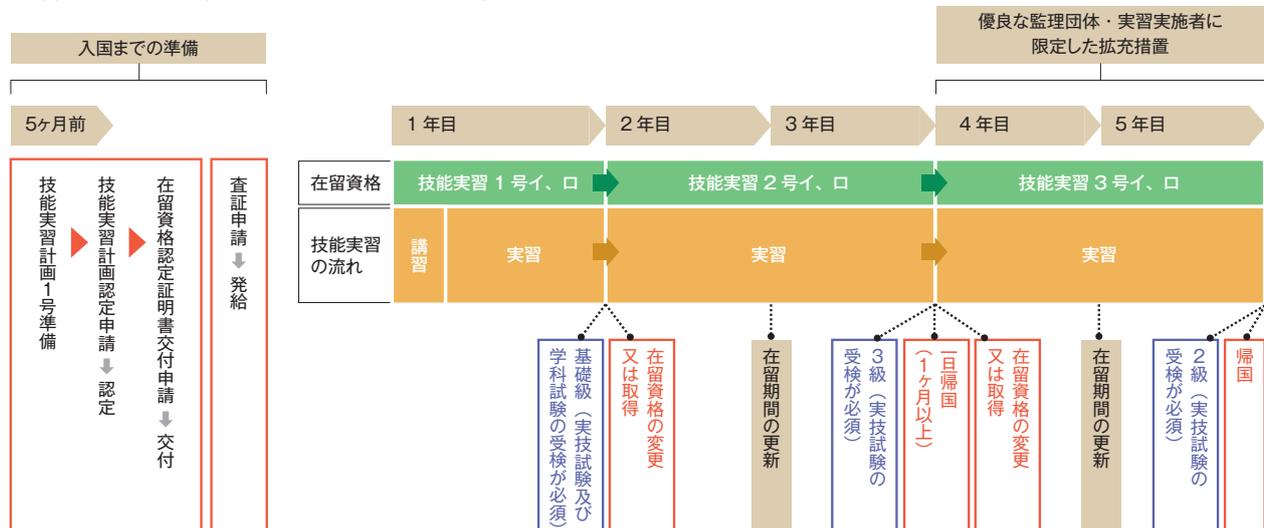
技能実習計画認定申請 2017年7月3日～

技能実習法施行日  
2017年11月1日

### 技能実習法に基づく新制度の概要

技能実習の適正な実施	①技能実習の基本理念、関係者の責務及び基本方針の策定
	②技能実習計画の認定制
	③実習実施者の届出制
	④監理団体の許可制
	⑤認可法人「外国人技能実習機構」の新設
	⑥事業所管大臣等への協力要請等の規定の整備及び関係行政機関等による地域協議会の設置
技能実習生の保護	①人権侵害等に対する罰則等の整備
	②技能実習生から主務大臣への申告制度の新設
	③技能実習生の相談・通報の窓口の整備
	④実習先変更支援の充実
制度の拡充	①優良な監理団体・実習実施者での実習期間の延長(3年→5年)
	②優良な監理団体・実習実施者における受入れ人数枠の拡大
	③対象職種の拡大(地域限定の職種、企業独自の職種、複数職種の同時実習の措置)

### 新制度における技能実習生の入国から帰国までの流れ



# 監理団体許可申請について

## 1 監理団体許可制の概要

技能実習法に基づく新制度では、監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないとされ、監理団体として満たさなければならない要件が、技能実習法及び関係法令で定められています。

監理団体の許可には、特定監理事業と一般監理事業の2つの区分があり、特定監理事業の許可を受ければ第1号から第2号までの技能実習に係る監理事業を行うことができるのに対し、一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号（技能実習法により新設、在留期間は最長5年間）までの技能実習に係る監理事業を行うことができます。また、一般監理事業の許可を受けると、受入れ人数枠の拡大が認められます。

したがって監理団体は、許可申請を行うにあたって自身がどの段階（技能実習第1号～第3号）までの実習監理を行うかを確認のうえ、特定監理事業か一般監理事業のいずれかの区分で申請することになります。

この許可にあたっては、事実関係の調査を外国人技能実習機構が行うこととなっています。申請者は、申請書類を同機構の本部事務所の監理団体部審査課に提出するとともに、同機構が行う調査を受けなければ許可を得ることはできません。

なお、最終的な許可の判断は主務大臣（法務大臣、厚生

労働大臣）が行い、許可が決まれば、申請者（監理団体）に許可証が交付されます。監理団体許可申請の外国人技能実習機構での事前受付は既に2017年6月から始まっており、諾否の結果は技能実習法の施行日である11月1日以降に申請者に通知されます。

## 2 許可申請手続きについて

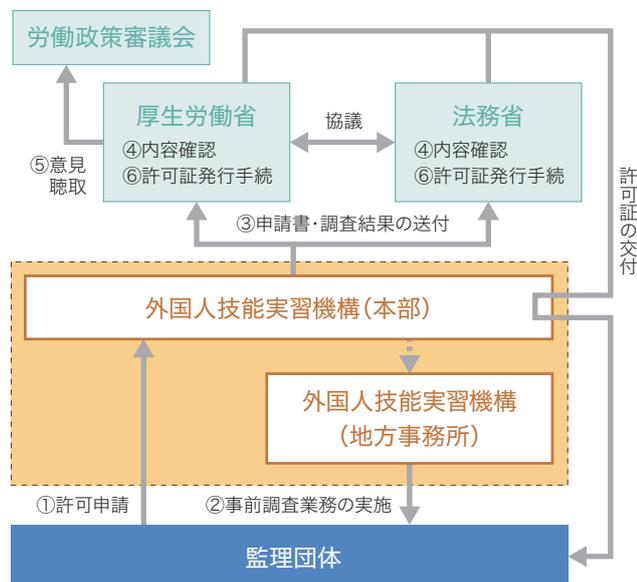
監理団体許可に関する申請先、申請方法、申請書、必要書類は表1のとおりです。必要書類については約40種類にのぼります。

申請先である外国人技能実習機構のホームページ（[http://www.otit.go.jp/html/info\\_kanri.html](http://www.otit.go.jp/html/info_kanri.html)）に「監理団体許可関係申請に係る提出書類一覧・確認表」が掲載されていますので、そちらも必ずご確認ください。

表1 監理団体許可に関する申請先、申請方法、申請書、必要書類

申請先	外国人技能実習機構の本部事務所においてのみとなります。 〒108-8203 東京都港区港南1-6-31品川東急ビル8階 外国人技能実習機構 本部事務所 監理団体部 電話：03-6712-1923
申請方法	郵送のほか、申請者が外国人技能実習機構本部事務所に来所して行うこともできます。郵送の場合、原則として書留等（対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行いかつ「信書」を送ることができる方式）で送付します。
申請書	外国人技能実習機構の本部事務所にて配布されるほか、外国人技能実習機構のホームページからダウンロードできます（片面印刷）。
必要書類	許可申請1件につき、申請書（正本1通及びその写し2通）及び添付書類（正本1通及びその写し1通）が必要となります。各申請における必要書類については、「監理団体許可関係申請に係る提出書類一覧・確認表」（※）をご覧ください、片面印刷で、記載例を参照してご用意ください。 ※ <a href="http://www.otit.go.jp/html/info_kanri.html">http://www.otit.go.jp/html/info_kanri.html</a> 掲載。 ※ 提出された書類（正本）は返却されません。 ※ 申請書を提出する前に必ず提出書類一覧・確認表により不足書類がないか確認願います。

図1 監理団体の許可の流れ



出所:「技能実習制度運用要領」(法務省・厚生労働省 編)

出所:外国人技能実習機構ホームページ掲載「監理団体の許可申請手続について」を基にJITCO作成

### 3 許可基準の適合性の確認

主な監理団体の許可基準は表2のとおりです。まずは、各基準に適合するか自己チェックをお勧めします。

表2中のチェックリストに掲載した内容は全て技能実習法令に明記されており、いずれも重要ですが、特に下線部分については、従来の入管法令等に記載がなく、今回の技能実習法令で新たに追加された部分になります。

表2 主な監理団体の許可基準（自己チェックリスト）

① <u>商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等で営利を目的としない法人であるか？</u>	<input type="checkbox"/>
② <u>監理団体の業務の実施基準に従って事業を適正に行うに足る能力を有すること。</u>	<input type="checkbox"/>
● 3ヶ月に1回以上、実習実施者に対する定期監査や臨時監査（技能実習の実施状況の現地確認、技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること、在籍技能実習生の4分の1以上と面談、実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧、技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認 等）を実施する体制はあるか？	<input type="checkbox"/>
● 第1号の技能実習生に対する入国後講習を実施する体制（適切な者に対しては委託可能）はあるか？	<input type="checkbox"/>
● 技能実習計画の作成指導（指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認、技能等に一定の経験等を有する技能実習計画作成指導者が担当）を実施できる体制はあるか？	<input type="checkbox"/>
● 技能実習生からの相談対応を実施できる体制はあるか？	<input type="checkbox"/>
③ <u>監理事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しているか？</u>	<input type="checkbox"/>
④ <u>個人情報の適正な管理のために必要な処置を講じているか？</u>	<input type="checkbox"/>

⑤ <u>外部役員又は外部監査の措置を実施しているか？</u>	<input type="checkbox"/>
⑥ <u>基準を満たす外国の送出国と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結しているか？</u>	<input type="checkbox"/>
⑦ <u>その他①～⑥のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること。</u>	<input type="checkbox"/>
● 適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することになっているか？	<input type="checkbox"/>
● 監理業務は <u>自己の名義</u> で行っているか？	<input type="checkbox"/>
● <u>適切な監理責任者を事業所ごとに選任</u> しているか？	<input type="checkbox"/>
⑧ <u>（一般監理事業の許可を申請する場合）優良要件に適合しているか？</u>	<input type="checkbox"/>

### 4 主な許可基準項目の解説

今回、新たに技能実習法令で定められた部分を中心に、以下に補足的に解説します。

#### (1) 監理団体の業務の実施に関するもの

監理団体には、傘下の実習実施者に対する定期監査、第1号の技能実習生に対する入国後講習、技能実習計画の作成指導、技能実習生からの相談対応のそれぞれを適切に行える能力を有することが求められ、省令により監査や計画作成指導等の規定が具体的に示されています。

#### (2) 財産的基礎に関するもの

監理事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有するかについては、監理団体の事業年度末における欠損金の有無、債務超過の有無等から総合的に判断されます。なお、ここでいう事業年度とは技能実習事業年度を意味するものではありません。

#### (3) 個人情報の保護に関するもの

監理団体は、技能実習生の賃金、職歴、国籍（国又は地域）等や実習実施者の情報など、個人情報として保護する要請の高い情報を取り扱うことになるため、個人情報を適正に監理し、秘密を守るために必要な措置を講じていなければなりません。

監理団体許可申請にあたっては、指針に基づき作成した個人情報適正管理規程を提出する必要があります。なお、規程例が法務省・厚生労働省から示されています。

#### (4) 外部役員及び外部監査に関するもの

監理団体が、その組合員たる実習実施者を実習監理する際には、中立的な業務運営を行うことが難しい側面も存在します。そのため、新制度では、①外部役員の措置、又は、②外部監査の措置のいずれかを監理団体が講ずることにより、監理団体の業務の中立的運営が求められます。

外部役員及び外部監査人には、養成講習の受講（養成講習については本誌 P.18 参照）が義務づけられるほか、監理団体の各事業所について監査等の業務遂行状況を3ヶ月に1回以上確認し、その結果を記載した書類を作成することなどの要件が定められています。

また、外部役員及び外部監査人は下記に該当する者及び法人であってはなりません。

- ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役又は過去5年以内の役職員
  - ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
  - ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
  - ④ 申請者（監理団体）の現役又は過去5年以内の役職員
  - ⑤ 申請者（監理団体）の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。）又はその現役又は過去5年以内の役職員
  - ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
  - ⑦ 他の監理団体の役職員
  - ⑧ 申請者（監理団体）に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
  - ⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者
- ※④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員（専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員）及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。

#### (5) 外国の送出機関に関するもの

新制度では、監理団体の許可にあたり、外国の送出機関が主務省令で定める要件に適合することを求めることになっています。そのため、監理団体は監理団体許可申請書に当該

外国の送出機関の名称等を記載するとともに、外国の送出機関との間で締結した当該取次ぎに係る契約書などを添付書類として外国人技能実習機構に提出する必要があります（外国の送出機関の要件等については本誌 P.19 参照）。

#### (6) 監理責任者の選任

新制度では、監理団体は監理事業を行う事業所ごとに、監理事業に関する各事項を統括管理する監理責任者を選任する必要があります。選任する監理責任者は、事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければなりません。また、監理責任者には養成講習の受講が義務づけられます（養成講習については本誌 P.18 参照）。

なお、監理責任者には、欠格事由に該当する者（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為をした者や未成年者はなることができません。

#### (7) 優良な監理団体に関するもの

技能実習第3号までの実習監理を行おうとする監理団体は、一般監理事業の区分での許可申請となり、「優良要件適合申告書（監理団体）」に記載された項目において6割以上の点数を獲得する必要があります（優良な監理団体・実習実施者の要件については本誌 P.14 ~ 17 参照）。

## 5 その他留意点

#### (1) 許可の有効期間

監理団体の許可の初回の有効期間は、特定監理事業が3年、一般監理事業が5年となります。

#### (2) 事業所管大臣による要件追加

職種によっては、事業所管大臣の告示によって監理団体の許可要件が追加・変更される場合があります。

#### (3) 早めの申請を

監理団体許可申請の受付・調査を行う外国人技能実習機構では、本年6月1日から当該申請の受付を開始しています。申請に必要な書類も多岐にわたり、申請受付から許可までは、機構の調査等に一定の期間を要します。また、多くの監理団体からの申請が一時に集中することから、監理団体の皆様はなるべく早めの申請をお心がけください。

# 技能実習計画認定申請について

## 1 技能実習計画認定制度の概要

従来の技能実習制度においては、技能実習計画書の作成・提出に関しては、法務省令で規定されており、監理団体が技能実習計画を作成し、個々の技能実習生の在留資格認定証明書交付申請等の手続の中で、地方入国管理局が確認していました。

一方、新制度においては、技能実習を行わせようとする者（実習実施者）は、受け入れようとする技能実習生ごとに技能実習の区分（表1）に従い、技能実習計画を作成し、外国人技能実習機構から認定を受ける必要があります。また団体監理型技能実習の場合は、技能実習計画は、実習監理を受ける監理団体の指導に基づいて作成しなければならないとされています。

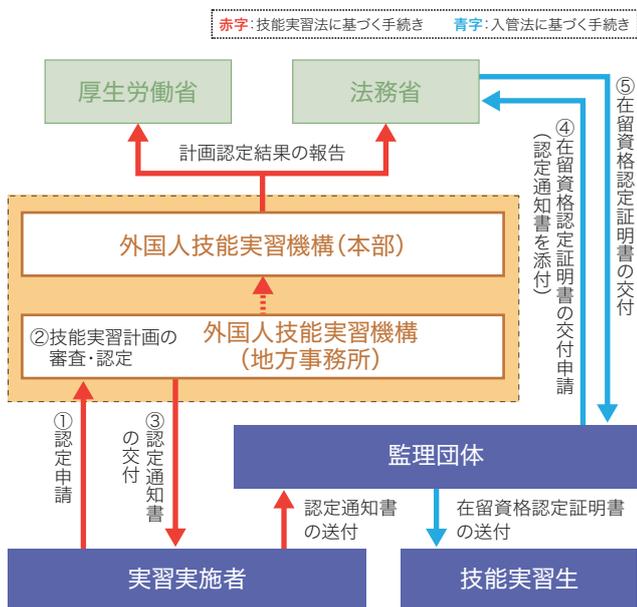
なお、第3号技能実習の場合は、優良な実習実施者（団体監理型の場合は、実習監理を受ける監理団体が一般監理事業の許可を受けている場合に限る）であることが前提となります。

表1 技能実習の区分

受入れ形態	技能実習の区分
企業単独型	A（第1号企業単独型技能実習）
	B（第2号企業単独型技能実習）
	C（第3号企業単独型技能実習）
団体監理型	D（第1号団体監理型技能実習）
	E（第2号団体監理型技能実習）
	F（第3号団体監理型技能実習）

出所：外国人技能実習機構ホームページ掲載「技能実習計画の認定申請手続」「技能実習の区分等」を基にJITCO作成

図1 「第1号技能実習開始までの流れ（団体監理型技能実習の場合を例示）」



出所：「技能実習制度運用要領」（法務省・厚生労働省 編）

## 2 技能実習計画の認定申請手続について

技能実習計画に記載しなければならない事項や申請の際の添付書類については、技能実習法とその関係法令に規定されています。それによると、技能実習計画の認定申請に関する申請先、申請方法、申請書、添付書類、申請時期は次のとおりです。

### ●申請先

申請先は、技能実習を行わせようとする申請者（法人の場合は本社）の住所地を管轄する外国人技能実習機構地方事務所・支所認定課（同機構ホームページ <http://www.otit.go.jp/html/map.html>）となります。

### ●申請方法

郵送のほか、申請者が外国人技能実習機構の地方事務所・支所に来所して行うこともできます。郵送の場合、原則として書留等（対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行い、かつ「信書」を送ることができる方式）で送付します。

JITCO では、従来の地方入国管理局宛て入国・在留申請書類の点検・取次ぎサービスに加え、今般新たに外国人技能実習機構宛ての技能実習計画認定申請書類の点検・提出サービスも開始しており、その場合はJITCOが同機構への提出を代行します（JITCOの申請支援サービスP.13参照）。

### ●申請書

申請書は、外国人技能実習機構のホームページ（<http://www.otit.go.jp/html/abstract.html#download>）からダウンロードできます（片面印刷）。

### 申請書式（一部を例示）

●別記様式第1号（第4条第1項関係）第1面  
技能実習計画認定申請書

別記様式第1号（第4条第1項関係）  
第1面 A・B・C・D・E・F

（日本工務株式会社）

技能実習計画 認定申請書

外国人技能実習機構 理事 氏 〇〇〇年 〇〇月 〇〇日  
職名 〇〇〇〇〇  
申請者 〇〇〇〇〇氏 〇〇〇 〇〇

貴の技能実習計画について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請します。

（団体監理型技能実習に該当するものである場合）  
申請に係る技能実習計画の内容につき、申請者を指導したことを証明します。

監理団体 〇〇〇〇〇〇〇〇

（印）

申請書式(一部を例示)

●別記様式第1号(第4条第1項関係)第2面 技能実習計画

●別記様式第1号(第4条第1項関係)第3面 入国後講習実施予定表

●別記様式第1号(第4条第1項関係)第4面 実習実施予定表

※上記の他、「実習実施予定表」(第5面)の作成・提出も必要となります。

●添付書類

認定申請1件につき、申請書(正本1通及びその写し1通)及び添付書類(正本1通)が必要となります。

添付書類は、非常に多岐にわたり、外国人技能実習機構のホームページの「技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表」に掲載されています(☎ [http://www.otit.go.jp/html/info\\_jissy.html](http://www.otit.go.jp/html/info_jissy.html))。技能実習1号、2号、3号の区分に応じて提出書類が異なっていますので、上述の提出

書類一覧・確認表をご確認ください。

なお、書式の欄の「省令様式」は必ず使用しなければならないものです。「参考様式」は必ず使用しなければならないものではありませんが、同様の内容を記載した書類を提出する必要があります。

また、事業所管大臣が告示で定めた職種に係る技能実習計画の認定基準がある場合など、個別具体的な申請内容に応じて、提出書類が増えることがあります。

●申請時期

外国人技能実習機構の地方事務所・支所においては、技能実習計画認定申請の事前受付が2017年7月3日(月)から開始されています。

申請は、原則として技能実習開始予定日の6ヶ月前から外国人技能実習機構において受け付けられます。また原則として、申請者(実習実施者)は技能実習開始予定日の4ヶ月前までに申請を行うことが必要とされています。各計画の区分ごとの申請時期等については、下表2を参考にしてください。

表2「技能実習計画の認定申請に係る推奨時期及び審査期間の目安等」

出所:外国人技能実習機構ホームページ掲載「技能実習計画の認定申請手続」を基にJITCO作成

技能実習計画の区分等 <sup>※1</sup>		申請受付可能時期	申請推奨時 <sup>※2</sup>	審査期間の目安 <sup>※3※4</sup>
1号	技能実習生が新規に入国する場合	技能実習の開始予定日の6ヶ月前から	1号技能実習の開始予定日の4ヶ月前まで	1ヶ月～2ヶ月
	技能実習生が新規に入国する場合		2号技能実習の開始予定日の4ヶ月前まで	1ヶ月～2ヶ月
2号	技能実習生が在留を継続したまま2号に移行する場合		1号技能実習生の在留期間満了日の3ヶ月前まで	2週間～5週間
	技能実習生が新規に入国する場合		3号技能実習の開始予定日の4ヶ月前まで	1ヶ月～2ヶ月
3号	技能実習生が在留を継続したまま3号に移行する場合 <sup>※5</sup>	2号技能実習生の在留期間満了日の3ヶ月前まで	2週間～5週間	

※1 団体監理型技能実習の場合、監理団体(あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり)の指導に基づいて計画を作成しなければなりません。  
 ※2 推奨時期を超過してからの申請については、在留期間の満了日まで在留資格変更許可を受けることが困難となる可能性があります。  
 ※3 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要です。  
 ※4 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもあります。  
 ※5 2号技能実習の終了後に1ヶ月以上の一旦帰国をした上で速やかに3号技能実習を開始する場合をいう。

### 3 技能実習計画の認定基準の適合性の確認

技能実習計画の認定基準は、技能実習法第9条及びその

関係規則に定められており、下記から続く表3のとおりです。  
技能実習計画の認定を受けるには、この技能実習計画認定基準に掲げられている要件に全て適合する必要があります。

※なお、職種によっては事業所管大臣の告示によって、技能実習計画の認定要件が追加・変更される場合があります。

表3

技能実習計画の認定基準【技能実習法(以下「法」という。)第9条、法施行規則第10条～16条】		法又は施行規則
1. 技能、技術及び知識(以下、「技能等」という。)の修得が困難	・ 修得等させる技能等が本国においては修得、習熟又は熟達(以下、「修得等」という。)が困難な技能等であること。	法第9条第1項第1号
2. 技能実習の目標と内容	・ 技能実習の目標及び内容が技能実習の区分に応じて施行規則で定める次の基準に適合していること。	法第9条第1項第2号
【技能実習の目標】	(1) 技能実習の区分に応じた目標が次のとおりであること。	施行規則第10条
	① 第1号技能実習【修得】 技能検定基礎級若しくは技能実習評価試験の実技及び学科試験の合格、又は修得させる技能等を必要とする具体的業務ができるようになること等のいずれかに該当すること。	第1号
	② 第2号技能実習【習熟】 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格	第2号
	③ 第3号技能実習【熟達】 技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験の合格	第3号
【技能実習の内容】	(2) 技能実習の内容に係るものが次の基準に適合していること。	施行規則第10条
	① 修得等させる技能等がいずれにも該当すること。	第2号
	イ 同一の作業の反復のみで修得できるものではないこと。	第1号イ
	ロ 第2号・第3号については、施行規則別表第二記載の職種・作業であること。	第1号ロ
	② 従事させる業務が次のいずれにも該当すること。	第2号
	イ 業務の性質及び業務に従事させる際の実習環境等に照らして技能実習として行わせることが適当でない認められるものではないこと。	第2号イ
	ロ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であり、事務所に備えられている修得等に必要の素材や材料等を用いるものであること。	第2号ロ
	ハ 移行対象職種・作業の技能実習の場合は、次の業務区分に応じて従事させる時間が次の条件に適合していること。	第2号ハ
	・ 必須業務が業務全体の2分の1以上	第2号ハ(1)
	・ 関連業務が業務全体の2分の1以下	第2号ハ(2)
	・ 周辺業務が業務全体の3分の1以下	第2号ハ(3)
	ニ 移行対象職種・作業の技能実習の場合は、必須業務、関連業務及び周辺業務に従事させる時間のうちそれぞれの10分の1以上をこれらの業務に関する安全衛生業務に充てること。	第2号ニ
	ホ 移行対象職種・作業ではない技能実習の場合は、従事させる業務に関する安全衛生に係る業務を行わせること。	第2号ホ
	ヘ イ～ニまでのほか、技能実習期間を通じた業務の構成が目標に照らして適切なものであること。	第2号ヘ
【技能実習生】	③ 技能実習生が次のいずれにも該当する者であること。	第2号
	イ 18歳以上であること。	第3号イ
	ロ 制度の趣旨を理解して技能実習を行うとする者であること。	第3号ロ
	ハ 帰国後に本邦で修得等した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。	第3号ハ
	ニ 団体監理型の技能実習の場合は、本邦で従事しようとする業務と同種の業務に外国で従事した経験等を有すること又は当該技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。	第3号ニ
	ホ 本国の公的機関から推薦を受けていること。	第3号ホ
	ヘ 第2号技能実習生の場合は、第2号技能実習の修了後に1ヶ月以上帰国してから第3号技能実習を開始すること。	第3号ヘ
	ト 技能実習生が同じ第1号、第2号又は第3号の技能実習の段階に係る技能実習を過去に行ったことがないこと。	第3号ト
【認定の申請者】	④ 実習実施者にならうとする申請者が次のいずれにも該当する者であること。	第2号
	イ 制度の趣旨を理解していること。	第4号イ
	ロ 第2号技能実習の場合、計画認定申請の技能実習生に第1号技能実習を行わせた者であること。(申請者が第2号技能実習を行わせることができない、又は適当ではない場合その他特別な事情を除く。)	第4号ロ
【外国準備機関】	⑤ 外国の準備機関及びその役員による偽変造文書等の行使等	第2号第5号
	外国の準備機関又はその役員が、不正に次の目的のために過去5年以内に、偽変造された文書、図画又は虚偽の文書、図画を行使、提供する行為を行っていないこと。	
	・ 技能実習を行わせようとする者に不正に実習計画の認定・変更の認定を受けさせる目的	
	・ 監理事業を行おうとする者に不正に監理団体の許可・変更、期間更新を受けさせる目的	
	・ 出入国・労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的	
	・ その事業活動に関し、外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印又は許可、上陸の特例許可、在留資格の変更等の許可を受けさせる目的	
	⑥ 技能実習の実施に関し次のいずれにも該当すること。	第2号
	イ 技能実習生等又はその配偶者若しくは同居の親族等密接な関係を有する者が、保証金の徴収その他名目の如何を問わず、金銭等を管理されず、かつ、技能実習契約の不履行の違約金収その他名目の如何を問わず、金銭等を管理されず、かつ、技能実習契約の不履行の違約金を定める契約等不当に金銭等の移転を予定する契約をしていないこと(技能実習生の書面で明らかにさせること)。	第6号イ
	ロ 申請者である実習実施者又は監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関が、他の実習実施者等との間で技能実習契約の不履行の違約金を定める契約等不当に金銭その他の財産を予定する契約をしていないこと。	第6号ロ
	ハ 申請者及び監理団体が、技能実習生に対する暴行、脅迫、自由の制限等人権侵害の行為が行われてないことを定期的に確認すること。	第6号ハ
	ニ 技能実習生等が技能実習の申込みの取次ぎ又は外国での技能実習の準備に関して外国の準備機関に支払う費用の額及び内訳を十分に理解し、これらの機関との間で合意していること。	第6号ニ
【入国後の講習】	⑦ 第1号技能実習の場合には、入国後講習が次のいずれにも該当すること。	第7号
	イ 第1号技能実習生の場合は、監理団体が自ら又は他の適切な者に委託して座学により実施するものであること。	第7号イ
	ロ 科目は次のとおりであること。	第7号ロ
	・ 日本語・本邦での生活一般の知識、出入国及び労働関係法令等法的保護に必要な情報	
	・ 本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識	
	ハ i 入国後講習の総時間数は(実施時間が8時間を超える日については、8時間として計算すること。)技能実習生が本邦において行う第1号技能実習の予定時間全体の6分の1以上であること。	第7号ハ
	ii 上記にかかわらず、過去6月以内に本邦外で日本語・本邦での生活一般知識、本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目につき1か月以上の期間かつ160時間以上の課程を修了し、座学により実施される次のいずれかの講習が受けた場合は技能実習の総時間数の12分の1以上であること。	第7号ハの括弧書き
	・ 企業単独型である場合は申請者が、団体監理型である場合には監理団体が入国後講習を実施すること。	
	・ 外国の公的機関又は教育機関(企業単独型の場合は当該機関又は施行規則第2条の外国の公私の機関)が行う講習であって、企業単独型の場合は申請者が、団体監理型の場合は監理団体又は申請者がその講習の内容が入国後講習に相当すると認められたものであること。	第7号ハの(1) 第7号ハの(2)
	ニ 入国後講習は、技能等に係る業務に従事させる期間より前に実施し、講習期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。	第7号ニ
	⑧ 第1号企業単独型技能実習の場合は、出入国又は労働関係法令の法的保護情報科目を、第1号団体監理型技能実習の場合は、全科目について技能等に係る業務に従事させる期間より前に実施し、講習期間中は技能実習生を業務に従事させないこと。	第8号

表3

【複数職種・作業】	(3) 複数の職種・作業の技能実習計画の場合、主たる職種等(複数の職種等のうち最も時間が長いもの)以外の職種等については、施行規則第10条第1項の技能実習の目標にかかわらず、次のいずれかの目標であること。	第3項
	① 修得等しようとする技能等に係る基礎級の技能検定又は技能実習評価試験の実技及び学科試験の合格	
	② 修得等しようとする技能等に係る3級若しくは2級の技能検定又は技能実習評価試験の実技試験の合格	
	③ 修得等をすべき技能等を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技能等に関する知識修得等を内容とするもの	
	(4) 複数の職種等の技能実習の内容は、主たる職種等の内容の基準と同じであるほか、	第4項
	① いずれも移行対象職種であること。	
	② それぞれの職種等の技能等が相互に関連性があり、併せて行うことに合理性があること。	
3. 技能実習の期間		法第9条第1項第3号
・ 技能実習の期間は、技能実習の各段階で次のとおりであること。		
・ 第1号技能実習 1年以内		
・ 第2号技能実習 2年以内		
・ 第3号技能実習 2年以内		

II 技能実習計画の認定基準【外国人技能実習法(以下「法」という。)第9条、同法施行規則第10条~16条】		根拠条文又は施行規則
4. 技能実習の目標の達成		法第9条第1項第4号
・ 第2号又は第3号の技能実習の場合には、次のとおりそれぞれの段階における技能実習計画の目標を達成していること。		
(1) 第2号技能実習計画の場合、当該技能等に係る第1号技能実習計画で定めた技能検定又は技能評価試験の合格の目標		
(2) 第3号技能実習計画の場合、当該技能等に係る第2号技能実習計画で定めた技能検定又は技能評価試験の合格の目標		
5. 技能実習の評価方法		法第9条第1項第5号
・ 技能実習生が修得等した技能等については、技能実習を修了するまでに次のいずれかの方法で評価すること。		
(1) 技能検定試験又は技能評価試験		
(2) ① 「修得させる技能等」を要する具体的な業務ができるようになること及び当該技術等に関する知識の修得がなされることの目標がすべて達成されているかどうかを技能実習指導員が確認すること。		施行規則第11条第1項
② 技能実習指導員が、①の評価を行うに当たり、技能実習責任者を確認の場に立ち会わせることその他の方法により評価の公正な実施の確保に努めること。		第2項
6. 技能実習の体制及び事業所の設備		法第9条第1項第6号 施行規則第12条
(1) 技能実習を行わせる体制は次のとおりとすること。		施行規則第12条第1項
① 技能実習責任者が自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督し、技能実習を管理するほか、次に関する事項を統括管理すること。		
・ 技能実習計画の作成		
・ 技能実習生が修得等した技能等の評価		
・ 法務大臣、厚生労働大臣、機構又は監督団体に対する届出、報告、通知その他の手続		
・ 法第20条に規定する帳簿書類の作成及び保管並びに法第21条に規定する実習実施状況報告書の作成		
・ 技能実習生の受入れ準備		
・ 団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、監督団体との連絡調整		
・ 技能実習生の保護		
・ 技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生		
・ 国及び地方公共団体の事務担当機関、機構その他関係機関との連絡調整		
② 技能実習の指導を担当する者として、次のいずれにも該当する技能実習指導員1名以上を選任していること。		第1号
i 申請者、常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者		
ii 修得等させようとする技能等について5年以上の経験を有する者		
iii 法第10条に規定する計画認定の欠格事由の同条第1号から第7号又は第9号のいずれかにも該当しない者		
iv 過去5年以内に出入国・労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていない者		
v 未成年ではない者		
③ 技能実習生の生活の指導を担当する者として、前記②のiiiからvに該当する者で、技能実習を行わせる事業所に所属する申請者、常勤の役員又は職員から生活指導員1名以上を選任すること。		第2号
④ 監督団体(又は企業単独型は申請者)が入国後講習を実施する施設を確保していること。		第3号
⑤ 監督団体(又は企業単独型は申請者)が事業に関する労働災害補償保険法による労働者災害補償保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていること。		第4号
⑥ 監督団体(又は企業単独型は申請者)が第2号技能実習の終了後に行う第3号技能実習の開始前一時帰国を含む技能実習の終了後の帰国に要する旅費(第3号技能実習の実習計画申請については、第2号技能実習生が第2号技能実習を行っている間に申請が出された場合には、第3号技能実習の開始前の本邦への渡航に要する旅費及び第3号技能実習終了後帰国に要する旅費)を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること。		第5号
⑦ 監督団体が技能実習申込みの取次ぎを受ける場合は、施行規則第25条に定める外国の送出国からの取次ぎであること。		第6号
⑧ 申請者又はその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)若しくは職員が過去5年以内に技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行っていないこと。		第7号
⑨ 申請者又はその役員若しくは職員が、過去5年以内に不正に次の目的のために偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為を行っていないこと。		第8号
・ 計画認定又は計画変更の認定を受ける目的、		
・ 監理事業の許可、監理事業の変更の許可若しくは有効期間の更新を受けさせる目的		
・ 出入国若しくは労働に関する法定の規定に違反する事実を隠蔽する目的		
・ その事業活動に関し外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印・許可、特例上陸の許可若しくは在留カード、在留資格の変更等若しくは在留特別許可による許可を受けさせる目的		
⑩ 法第16条第1項各号の計画認定の取消し理由に該当するに至った場合、直ちに機構又は監督団体にその旨報告すること。		第9号
⑪ 技能実習生との間で実習計画と反する内容の取決めをしていないこと。		第10号
⑫ 監督団体が法第36条第1項の改善命令を受けたことがある場合にあっては、監督団体が改善に必要な措置をとっていること。		第11号
⑬ 技能実習生に対する指導体制その他技能実習を継続的に行わせる体制が適切に整備されていること。		第12号
⑭ 法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定職種・作業の事業所管大臣が両大臣と協議の上特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。		第13号
⑮ 法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定職種・作業の事業所管大臣が両大臣と協議の上特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。		第14号
(2) 技能実習を行わせる事業所の設備は次のとおりとすること。		施行規則第12条第2項
① 技能等の修得に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。		第1号
② 法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定職種・作業の事業所管大臣が両大臣と協議の上特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。		第2号

7. 技能実習責任者の選任	法第9条第1項第7号
<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習を行う事業所毎に技能実習の実施に関する責任者が次のいずれにも該当する者の中から選任されていること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者又はその常勤の役員若しくは職員</li> <li>自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関する職員を監督することができる立場にある者</li> <li>過去3年以内に技能実習責任者に対して法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了した者</li> <li>法第10条に規定する計画認定の欠格事由の同条第1号から第7号又は第9号のいずれかにも該当しない者</li> <li>過去5年以内に出入国・労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていない者</li> <li>未成年ではない者</li> </ul>	施行規則第13条
8. 監理団体による実習監理	法第9条第1項第8号
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者が技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理（実習実施者と技能実習生との雇用関係の成立あつせん及び実習実施者に対する技能実習の実施に関する監理）を受けなければならない。</li> </ul>	
9. 技能実習生の待遇	法第9条第1項第9号
<ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習生に対する報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等額以上であることその他の待遇が次の基準に適合していること。</li> </ul>	施行規則第14条
① 監理団体又は申請者が適切な宿泊施設を確保していること。	第1号
② 監理団体又は申請者が手当支給その他の方法で入国後講習に専念するための措置等を講じていること。	第2号
③ 法28条第2項の監理費として徴収される費用は、直接又は間接に技能実習生に負担させないこととしていること。	第3号
④ 食費、居住費その他名目の如何を問わず、技能実習生が定期負担する費用についてその対価として供与される食事、宿泊施設その他の利益の内容を十分に理解した上で申請者との間で合意し、かつ、これらの費用の額が実費に相当する額その他の適正な額であること。	第4号
⑤ 法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、当該特定職種・作業の事業所管大臣が両大臣と協議の上特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。	第5号
10. 技能実習生の受入れ人数	法第9条第1項第11号
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者が技能実習の期間において同時に複数の技能実習生に技能実習を行わせる場合は、その技能実習生の人数が施行規則別表で定める人数を超えないこと。</li> <li>(2) 法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業に係るものにあつては、前記(1)の人数の範囲内で当該特定職種・作業の事業所管大臣が法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該職種及び作業に特有の事情を鑑みて告示で定める基準に適合すること。</li> </ul>	施行規則第16条 施行規則第16条第3項
11. 第3号技能実習に係る優良実習実施者の基準	法第9条第1項第10号 施行規則第15条

表3出所:技能実習法令に基づきJITCO作成

## 4 新旧制度の経過措置について

技能実習法施行後は新制度の規定が適用されることとなりますが、同法附則第13条には、「入管法の一部改正に伴う経過措置」が設けられており、一部、旧制度の申請が可能となるケースが定められています。入管法の一部改正に伴う経過措置の要旨は、以下のとおりです。

### ●2017年10月31日以前から在留している技能実習生

在留期間の満了日が到来するまでの間は、旧制度で技能実習を行わせることができます。

### ●2018年1月31日までに在留期間の満了日が到来する技能実習生

2017年10月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った場合には、旧制度が適用されます。他方、11月1日以降にこれらの申請を行った場合には、新制度が適用されます。

### ●2018年1月31日までに入国予定の技能実習生

2017年10月31日までに在留資格認定証明書交付申請を行ったうえで、認定証明書交付後3ヶ月以内に入国した場合には、旧制度が適用されます。他方、11月1日以降に同申請を行った場合は、新制度が適用されます。

なお、この経過措置の適用を受ける旧制度による地方入国管理局に対する申請は、技能実習法施行日前の10月31日(火)までに行わなければなりません。

### JITCOの申請支援サービスについて

JITCOでは、監理団体及び実習実施者の皆様への申請手続き支援といたしまして、6月15日からJITCO本部及び名古屋、大阪、広島、福岡の各地方駐在事務所において、団体監理型技能実習計画の認定申請書類の事前点検及び外国人技能実習機構宛て提出のサービスを開始しました。現行の入国・在留申請書類の点検・取次ぎサービスもこれまで同様実施しております。

JITCOでは、これらの2つのサービスを組み合わせ実施して参りますのでご活用ください。

詳細はJITCOホームページをご確認ください。

▼本稿で紹介した件に関する問い合わせ

JITCO 申請支援部企画管理課 03-4306-1126

# 優良な監理団体・実習実施者の要件について

## 1 はじめに

技能実習法に基づく新制度では、監理団体は監理事業を行うにあたり、あらかじめ主務大臣から監理団体の許可を受ける必要があります。監理団体の許可には、一般監理事業（第1号、第2号及び第3号の技能実習の実習監理が可能）と特定監理事業（第1号及び第2号の技能実習の実習監理が可能）の2区分があり、第3号技能実習の実習監理が可能となる一般監理事業の許可を受けるためには、高い水準を満たした“優良な監理団体”である必要があります。

また、実習実施者が第3号の技能実習生を受け入れるためには、技能等の修得等をさせる能力が高い“優良な実習実施者”である必要があります。

技能実習3号での技能実習生の受入れが可能になると、従来の第1号及び第2号受入れで最大3年だった実習期間が、最大5年に延長されます。ただし、監理団体と実習実施者の双方が“優良”であると認められることが必要条件となります。どちらか一方が優良であれば第3号技能実習生を受け入れられるということではありませんので、注意が必要です。

また、実習実施者と監理団体が“優良”であると認められた場合には、受入れ人数枠が拡大されます。

本稿では、“優良”な監理団体及び実習実施者として認められるための要件について解説します。

## 2 優良な監理団体について

### 1. 優良要件

優良な監理団体については、団体監理型技能実習実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を充たすと認められるものであることが必要であり、具体的には、次ページの表1で6割以上の点数（120点満点で72点以上）を獲得した場合に、「優良」とであると判断されます。

なお当面は項目①-Ⅲを除く項目で判断されます（110点満点で66点以上）。

### 2. 申請方法

監理団体は次ページの表1に照らして自己を評価し、6割以上の点数の獲得が確認できた場合、「優良要件適合申告書（参考様式2-14号、別紙1、別紙2）」を一般監理団体の

許可申請の際に添付書類として提出します。

### 3. 対策

前述のとおり、監理団体が優良認定を受けるためには、表1において、当面は110点満点中66点以上獲得することが必要です。表1を見ると、「①団体監理型の実施状況の監査その他の業務を行う体制」の配点が最も大きく、項目①-I（定期監査のマニュアル等の策定及び監査担当職員への周知）や①-IV（技能実習責任者等への毎年の研修実施及びマニュアル配布）、①-V（帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること）などは確実に実施すれば得点できるものとなっています。

次に、項目①と並んで配点が高い「②技能等の修得等に係る実績」を見ると、項目②-I（過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率）は、旧制度の基礎2級の全体の合格率が95%程度であることを考えると、多くの監理団体が95%以上での10点獲得が可能だと思われます。

合計66点以上を目指すうえで鍵を握るのは、②-IIの過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率です。この項目については、当面の経過措置として②-II-2（1）の代替規定にて、合格率ではなく、直近の過去3年間で1つの実習実施者から3級程度の技能検定等の実技試験の合格者を輩出していれば10点獲得、2つ以上の実習実施者から輩出していれば15点獲得となります。ただし、過去3年間で合格者を一人も輩出していない場合は減点（-15点）となりますので、過去3年間で合格実績を持たない監理団体にとっては、申請前に、まずは合格者を輩出することが重要となります。

その他の項目では、②-IV（技能検定等の実施への協力）、④-I（母国語相談・支援のマニュアル等の策定及び関係職員への周知）、④-II（実習継続困難となった技能実習生の受入れ協力に関する機構への登録）、⑤地域社会との共生のI~Ⅲの各項目などについては、確実に実施することで、ポイントを獲得しましょう。

### 4. 留意点

一般監理事業の許可を受けた監理団体が、優良な監理団体の要件を満たさなくなった場合には、監理団体は、特定監理事業の許可への変更申請を自ら行うことが必要です（自ら事業区分の変更許可申請を行わなかった場合は、職権での許可区分の変更などの処分を受ける可能性もあり、その旨公示されることとなります）。

■表1 優良な監理団体(一般監理事業)の要件

	項目	配点
① 団体監理型 技能実習の 実施状況の 監査その他の 業務を行う体制	【最大50点】※講習の整備から1年までは最大40点	
	I 監理団体が行う定期的監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	■有：5点
	II 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	■1：5未満：15点 ■1：10未満：7点
	III 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員(監査を担当する者に限る。)の講習受講歴	■60%以上：10点 ■50%以上60%未満：5点
	IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	■有：5点
	V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	■有：5点
	VI 技能実習生のあつせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	■有：5点
	VII 帰国後の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること。	■有：5点
② 技能等の 修得等に係る 実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	■95%以上：10点 ■80%以上95%未満：5点 ■75%以上80%未満：0点 ■75%未満：-10点
	II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母：新制度の技能実習生の2号・3号修了者数-やむを得ない不受験者数+旧制度の技能実習生の受験者数 分子：(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 ※旧制度の技能実習生の受験実績について、施行日以後の受験実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受験実績は算入しないこととすることも可。 ※施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする	■80%以上：20点 ■70%以上80%未満：15点 ■60%以上70%未満：10点 ■50%以上60%未満：0点 ■50%未満：-20点
	II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	■2以上の実習実施者から合格者を輩出：15点 ■1の実習実施者から合格者を輩出：10点 ■上記以外：-15点
	II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	■2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ■1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ※2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	■2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ■1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	IV 技能検定等の実施への協力 ※傘下の実習実施者が、技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	■1以上の実習実施者から協力有：5点
③ 法令違反・ 問題の 発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	■改善未実施：-50点 ■改善実施：-30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	■ゼロ：5点 ■10%未満又は1人以下：0点 ■20%未満又は2人以下：-5点 ■20%以上又は3人以上：-10点
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	■該当：-50点
	IV 直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること(監理団体が不正を発見して機構(旧制度では地方入国管理局)に報告した場合を除く。)	■計画認定取消し(実習監理する実習実施者の数に対する認定を取り消された実習実施者(旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。)の数の割合) 15%以上 -10点 10%以上15%未満 -7点 5%以上10%未満 -5点 0%を超え5%未満 -3点 ■改善命令(実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者(旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。)の数の割合) 15%以上 -5点 10%以上15%未満 -4点 5%以上10%未満 -3点 0%を超え5%未満 -2点
④ 相談・ 支援体制	【最大15点】	
	I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	■有：5点
	II 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	■有：5点
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)	■有：5点	
⑤ 地域社会との 共生	【最大10点】	
	I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	■有：4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	■有：3点
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	■有：3点	

### 3 優良な実習実施者 (企業単独型も含む)について

#### 1. 優良要件

優良な実習実施者については、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を充たすと認められるものであることが必要であり、具体的には次ページの表2で6割以上の点数(120点満点で72点以上)を獲得した場合に、「優良」とであると判断されます。

なお、当面は項目②-I、IIを除く項目で判断されます(110点満点で66点以上)。

#### 2. 申請方法

実習実施者は次ページの表2に照らして6割以上の点数の獲得が確認できた場合、「優良要件適合申告書(参考様式1-24、別紙1、別紙2、別紙3)」を技能実習計画の認定申請の際に、添付書類として提出します。

#### 3. 対策

前述のとおり、実習実施者が優良認定を受けるためには、表2において、当面は110点満点中66点以上獲得することが必要です。表2では、「①技能等の修得等に係る実績」の配点が最大70点と最も大きくなっています。項目①-I(過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率)は、旧制度の基礎2級の全体の合格率が95%程度であることを考えると、多くの実習実施者で95%以上の20点獲得が可能と思われます。

項目①-II(2・3級実技試験の合格率)については、当面の措置として①-II-2(1)の代替規定により、合格率ではなく、直近の過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績があれば得点できます。この項目は、合格者1人で+15点、2人で+25点、3人以上で+35点と加点が大きい一方で、合格者なしの場合は大幅な減点(-35点)となりますので、実習実施者が合計66点以上を目指すうえで、この項目への取組が非常に重要と言えます。合格実績のない実習実施者は、まずは申請前に、3級合格者の輩出を目指しましょう。

その他の項目では、①-IV(技能検定等の実施への協力)、⑤-I(母国語相談・支援のマニュアル等の策定及び関係職員への周知)、⑥地域社会との共生のI~IIIの各項目などにつ

いて、確実に実施することで、ポイントを獲得しましょう。

#### 4. 留意点

「優良」とであると一度判断された後も優良な実習実施者として技能実習を行わせ続けるためには、表2で6割以上の点数を保ち続ける必要があり、そのため合格率や合格実績を高い水準で維持することが必要となります。合格率が低下し、他のポイントを併せても6割未満の点数となってしまった場合には、優良な実習実施者として技能実習計画の認定を受けることができなくなります。つまり、第3号技能実習を行う場合や規則第16条第2項(人数枠の拡大)の適用を受けようとする場合には、将来的にも常に「優良」とであることが求められることになります。

### 4 技能実習生の人数枠

実習実施者が受け入れる技能実習生については上限数が定められており、基本人数枠は以下の表3のとおりです。

なお、実習実施者と監理団体が優良である場合には、規則第16条第2項の適用を受けることができ、第1号又は第2号の技能実習生の人数枠については、基本人数枠の倍となります。また、第3号の技能実習生の人数枠については、第1号の3倍までとなり、他の実習実施者からの技能実習生の受入れも可能となります。(表4)

ただし、以下の人数を超えてはならないとされているので注意が必要です。

- ・第1号技能実習生：常勤の職員の総数
- ・第2号技能実習生：常勤の職員の総数の2倍
- ・第3号技能実習生：常勤の職員の総数の3倍

■表3 新制度の基本人数枠

実習実施者の 常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人~300人	15人
101人~200人	10人
51人~100人	6人
41人~50人	5人
31人~40人	4人
30人以下	3人

※常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

■表4 優良基準適合者の場合

		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
団体監理型				
企業単独型	法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
	上記以外の企業	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

■表2 優良な実習実施者の要件

	項目	配点
①技能等の修得等に係る実績	【最大70点】	
	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率 (旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	■95%以上：20点 ■80%以上95%未満：10点 ■75%以上80%未満：0点 ■75%未満：-20点
	II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ※計算方法は監理団体(一般監理事業)の②IIと同じ ※施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	■80%以上：40点 ■70%以上80%未満：30点 ■60%以上70%未満：20点 ■50%以上60%未満：0点 ■50%未満：-40点
	II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	■合格者3人以上：35点 ■合格者2人：25点 ■合格者1人：15点 ■合格者なし：-35点
	II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	■合格者2人以上：5点 ■合格者1人：3点
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ※2級・3級で分けて、合格人数の合計で評価	■合格者2人以上：5点 ■合格者1人：3点
	IV 技能検定等の実施への協力 ※技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	■有：5点
②技能実習を行わせる体制	【最大10点】※講習の整備から1年までは配点なし	
	I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	■全共有：5点
	II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	■全共有：5点
③技能実習生の待遇	【最大10点】	
	I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	■115%以上：5点 ■105%以上115%未満：3点
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	■5%以上：5点 ■3%以上5%未満：3点	
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること (旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	■改善未実施：-50点 ■改善実施：-30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	■ゼロ：5点 ■10%未満又は1人以下：0点 ■20%未満又は2人以下：-5点 ■20%以上又は3人以上：-10点
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	■該当：-50点	
⑤相談・支援体制	【最大15点】	
	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	■有：5点
	II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること (旧制度を含む。)	■有：5点
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)	■有：5点	
⑥地域社会との共生	【最大10点】	
	I 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	■有：4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	■有：3点
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	■有：3点	

表1～4 出所:「技能実習制度運用要領」(法務省・厚生労働省 編)

# 監理責任者等の養成講習について

## 1 養成講習の概要

技能実習法に基づく新制度では、①監理団体において監理事業を行う事業所ごとに選任することとされている監理責任者、②監理団体が監理事業を適切に運営するために設置することとされている指定外部役員又は外部監査人、③実習実施者において技能実習を行わせる事業所ごとに選任することとされている技能実習責任者について、いずれも3年ごとに、主務大臣が適当と認めて告示した講習機関（以下「養成講習機関」）によって実施される講習（以下「養成講習」）を受講しなければならないと定められています。養成講習機関の体制整備等に時間を要することから、当面の間は養成講習を受講しなくとも、監理責任者、指定外部役員もしくは外部監査人、技能実習責任者となることが可能（経過措置）ですが、体制整備後は一定期間以内に受講する必要があります。

なお、養成講習機関については、要件を満たす民間の講習実施機関を主務大臣が告示することになっており、今年の秋頃には養成講習機関名や実施日程等が公表される見通しです。

また、監理団体の監理責任者以外の監査を担当する職員や、実習実施者における技能実習指導員及び生活指導員については、養成講習の受講は義務ではありませんが、これらの者に対し3年ごとに養成講習を受講させることが、優良な監理団体又は優良な実習実施者と判断する要件の1つとなっており、受講が推奨されています。

## 2 講義内容、理解度テスト、受講証明書

養成講習のテキスト・教材については、養成講習機関が個々に作成することとなっていますが、講義項目、講義内容、講義時間等については、主務官庁である厚生労働省により概ね定められています。それによると、監理責任者等講習では技能実習法、入管法令、労働関係法令等の講義に加え、監理団体の職務遂行上の留意点（実習監理の重要性、技能実習計画の作成指導、監査体制の構築など）、個人情報保護と公正な採用選考の推進などが主な講義内容となります。一方、技能実習責任者講習では、技能実習法や労働関係法令の他に技能実習指導の行い方や労働災害防止・労働災害時の対応、技能実習生との向き合い方などが主な内容となります（下表参照）。

また、いずれの養成講習においても講習の最後に20分程度の「理解度テスト」が実施されます。100点満点中80点以上で合格となり、合格者に「受講証明書」が交付されます。各養成講習の受講証明書は受講義務の履行や優良要件の適合性の証しとなり、監理責任者や外部役員・外部監査人については、受講証明書の写しを監理団体許可の申請書類に添付する必要があります（経過措置あり）。なお、2019年3月末迄は試行実施期間の扱いとなり、仮に理解度テストに不合格であっても受講証明書は交付されますが、それ以降は理解度テストに不合格となると当日補講と再テストを実施し、再テストに不合格となると受講証明書が交付されないの注意が必要です。

所属	受講対象者	受講義務	受講推奨 (優良要件)	講義時間	講習項目								
					技能実習法	入国管理法	労働関係法令	監理団体としての職務遂行上の留意点	個人情報保護の取扱に係る技能実習法の遵守と公正な採用選考の推進	技能実習指導の行い方	労働災害防止・労働災害時対応	技能実習生との向き合い方	理解度テスト
監理団体	監理責任者	○	—	7時間	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	外部役員・外部監査人	○	—	7時間	○	○	○	○	○	—	—	—	○
	監理責任者以外の監査を担当する職員	—	○	7時間	○	○	○	○	○	—	—	—	○
実習実施者	技能実習責任者	○	—	7時間	○	○	○	—	○	○	○	○	○
	技能実習指導員	—	○	7時間	○	—	—	—	—	○	○	○	○
	生活指導員	—	○	5時間	○	—	—	—	—	—	○	○	○

(○…該当、—…非該当)

# 外国の送出機関の要件について

技能実習生の選抜には、現地の事情に精通している送出機関が重要な役割を担っていますが、その一方で、これまで、失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金の徴収等をしている不適正な送出機関や、制度の趣旨・目的を理解せず、技能実習を単なる出稼ぎとらえて来日する技能実習生の存在が指摘されています。

こうしたことを背景に、技能実習法に基づく新制度では、監理団体の許可にあたり、外国の送出機関が主務省令で定める要件に適合することを求めることになっています。

## 1 外国の送出機関の要件

技能実習法令が定める送出機関の要件は次のとおりです。

- (1) 技能実習生の日本への送出に関する事業を行う事業所が所在する国又は地域の公的機関から、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること。
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定し、日本への送出しを行うこととしていること。
- (3) 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について団体監理型技能実習生等に対して明示し、十分に理解させることとしていること。
- (4) 技能実習を修了して帰国した者が修得等をした技能等を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこととしていること。
- (5) 技能実習を修了して帰国した者による技能等の移転の状況等について、法務大臣及び厚生労働大臣又は外国人技能実習機構が行う調査に協力することとしていること。その他、法務大臣及び厚生労働大臣又は機構からの技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する要請に応じることとしていること。
- (6) 当該機関又はその役員が禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (7) (1)に規定する国又は地域の法令に従って事業を行うこととしていること。
- (8) 当該機関又はその役員が、過去5年以内に、次に掲げる行為をしていないこと。
  - イ) 技能実習に関連して、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者の金銭その他の財産を管理する行為
  - ロ) 技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約をする行為
  - ハ) 技能実習生等に対する暴行、脅迫、自由の制限その他

人権を侵害する行為

- ニ) 偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
- (9) 技能実習の申込みの取次ぎを行うに当たり、(8)イ、ロの行為が行われていないことについて、技能実習生になろうとする者から確認することとしていること。
- (10) (1)～(9)のほか、団体監理型技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有するものであること。

## 2 監理団体許可申請時の添付書類

日本政府は送出国との間で、適正な送出機関をあらかじめ選別するような公的な仕組みを構築するべく2国間取決めを順次作成することとしています。

### 送出国と2国間取決めがされていない場合

監理団体は、取次ぎを受けようとする外国の送出機関が上記(1)～(10)の要件に適合していることを証明する書類を当該外国の送出機関から入手して、監理団体の許可申請書の添付資料として提出する必要があります。

#### 【添付書類】

- 外国の送出機関との契約書の写し
- 外国の送出機関の概要書(参考様式第2-9号)
- 外国の送出機関の事業所が所在する国又は地域において登記・登録等がされていることを証する公的な資料
- 送出国の技能実習制度関係法令及び日本語訳
- 外国の送出機関が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有することを証する書類
- 外国の送出機関が徴収する費用明細書(参考様式第2-10号)
- 監理団体の許可に関する外国の送出機関の誓約書(参考様式第2-11号)
- 外国の送出機関の推薦状(参考様式第2-12号)

※外国の送出機関の推薦状の入手に時間がかかる場合は、監理団体許可申請時に揃っていても、外国人技能実習機構にて申請は受け付けられますが、本年10月10日までに追加提出する必要があります。

### 送出国と2国間取決めがされている場合

送出国政府が送出機関の適格性を個別に審査することになるので、送出国政府から認定を受けている送出機関(外国政府認定送出機関)であれば、上記(1)～(10)の要件に適合しているものとみなされます。外国政府認定送出機関については、2国間取決めが作成された後、順次、外国人技能実習機構のホームページ等でも公表されることとなっています。

#### 【添付書類】

- 外国の送出機関との契約書の写し
- 外国の送出機関の概要書(参考様式第2-9号)
- 外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証の写し

# JITCOの教材のご案内



JITCOは、監理団体・実習実施者の皆様に向けて、技能実習法や制度について解説する教材や、技能実習生・研修生の受入れに関する知識、技術指導及び生活指導等をまとめた教材を制作しています。また技能実習生・研修生に向けて、日本での暮らしに関するもの、技能実習・研修を受ける上で必要となる事項をまとめた教材等を揃えています。ぜひご活用ください。

## 新制度を理解するための必読書

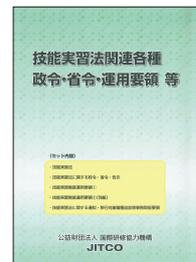
### 技能実習法関連各種政令・省令・運用要領等 (賛助会員は割引)

定価：3,240円(本体3,000円+税)

2017年11月1日から技能実習法に基づく新しい技能実習制度がスタートします。新制度では、監理団体の許可、技能実習計画の認定等、抜本的に改正されています。そこで、技能実習法、関係政令・省令及び技能実習制度運用要領(マニュアル)などをセットにした「技能実習法関連各種政令・省令・運用要領等」を教材センターで販売しておりますので、新制度の理解を深めるためにもぜひご活用ください。

〈セット内容〉 ※本書は下記5点ワンセット(ケース入り)としたセット販売のみで、単品での販売はしていません。

1. 技能実習法(42頁)
2. 技能実習法に関する政令・省令・告示(276頁/縦書き)
3. 技能実習制度運用要領①(運用マニュアル/286頁)
4. 技能実習制度運用要領②(別紙)(各種様式類/245頁)
5. 技能実習法に関する通知・移行対象職種追加等事務取扱要領(119頁)



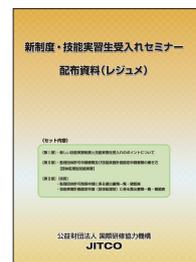
### 新制度・技能実習生受入れセミナー 配布資料(レジュメ) (賛助会員は割引)

定価：2,858円(本体2,647円+税)

当機構は本年5月から6月にかけて「新制度・技能実習生受入れセミナー」を全国の主要都市で開催いたしました。本セミナーでは、「新しい技能実習制度と技能実習生受入れのポイント」、「技能実習生の受入れ実務と留意点」の2つをテーマとして説明を行いました。本教材は、セミナーで使用した説明資料(レジュメ)を有料で販売するものです。特に、これから監理団体許可申請を行われる方、また、団体監理型技能実習の技能実習計画認定申請を行われる方にとり、役立つものです。

〈セット内容〉

1. 新しい技能実習制度と技能実習生受入れのポイントについて(63頁)
2. 監理団体許可申請書類及び技能実習計画認定申請書類の書き方(団体監理型技能実習)(241頁)
3. 監理団体許可関係申請に係る提出書類一覧・確認表  
技能実習計画認定申請(団体監理型)に係る提出書類一覧・確認表(14頁)



教材の詳細については、JITCOのHP→有料教材→「教材のご案内」(PDF)でご覧いただけます。

【教材に関するお問い合わせ先】 JITCO教材センター

電話：03-4306-1110 Fax：03-4306-1116 E-mail：publication\_center@jitco.or.jp

## 既刊本 健康と安全の確保のための教材

### 安全衛生管理のしおり (賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版  
■インドネシア語版 ■ベトナム語版 ※ いずれも日本語との対訳形式。

定価：各 1,882 円(本体 1,743 円+税) B5判 73 頁

日本では、作業場の安全衛生を確保するために、法律によって多くのことが決められています。また、会社や職場でもいろいろな安全衛生のルールを定めています。こうした法律やルールを守らなければ、それがすぐに大事故や大けがにつながるようになります。この本は、製造業職場での対策を中心に、安全衛生の一般的な項目や機械、設備を取り上げて解説しています。入国前の研修、あるいは講習期間、技能実習の初期に安全衛生教育をするのに最適の書です。



### 外国人技能実習における健康管理のしおり (賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版  
■インドネシア語版 ■ベトナム語版 ※ いずれも日本語との対訳形式。

定価：各 1,882 円(本体 1,743 円+税) B5判 83 頁

この本は、病気にかからず健康な体を維持していくために必要な生活の知識や技能実習現場での健康管理や病気にかかったときのために、体に現れた症状と予測される病気の種類や緊急時の対応など基本的な事項についてイラストを交えてわかりやすく解説しています。なお、本書の第4編は、技能実習生を受け入れる企業や生活指導員の方々に必要な健康管理の基本的な事項および最低必要な病気の基礎知識を収録しています。



### 改訂 粉じんによる疾病の防止-粉じん作業特別教育用テキスト- (賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版  
■インドネシア語版 ■ベトナム語版 ※ いずれも日本語との対訳形式。

定価：各 1,851 円(本体 1,714 円+税) A5判 151 頁

粉じん障害防止対策を実効あるものとし、じん肺の減少を図るためには、事業者の努力に加えて、作業に携わる労働者一人ひとりの理解と協力が必要です。このような趣旨から粉じん障害防止規則には、粉じん作業に従事する労働者に対し特別の教育を行うべきことが定められています。

この本は、粉じん作業に従事する労働者が知っていなければならない最も重要なことごとを網羅し、現場作業者や指導者向けに特別教育用のテキストとしてイラストを交えて簡潔明瞭にとりまとめたものです。



### 改訂 グラインダ安全必携-研削といしの取替え・試運転関係特別教育用テキスト- (賛助会員は割引)

■中国語版 ■英語版  
■インドネシア語版 ■ベトナム語版 ※ いずれも日本語との対訳形式。

定価：各 2,057 円(本体 1,905 円+税) A5判 393 頁

毎年多数のグラインダ災害が発生しており、特に研削といしの取替えとその試運転の方法の誤りによるものが多く見られます。このような災害を防止するためには、グラインダ及びその付属設備の整備・保全、適正な作業管理の遂行などを徹底して行う必要があります。

この本は、グラインダ作業について、現場作業者のために機材の図や写真を多用してわかりやすく説き明かしたもので、単に研削といしの取替え又は取替え時の試運転業務の特別教育用テキストにとどまらず、グラインダ作業の技術書としても有用なものとなっています。



# JITCO開催セミナーのご案内

技能実習制度に関する各種セミナーを開催しています。皆様のご参加をお待ちしております。

## 技能実習制度を知りたい方へ

### 技能実習制度説明会

外国人技能実習制度の適正な推進を目的として、本制度の概要、技能実習生・監理団体・実習実施機関（企業等）に係る入管法令上の要件、技能実習2号への移行手続き等、現行制度全般に関する基礎的な説明に加え、新制度に関する概要の説明をいたします。

#### 【参加費】

一般：6,000円、賛助会員：2,000円

#### 【開催日】

第5回 8月2日（水） 第6回 9月6日（水）

#### 【開催時間】

13:00～16:30

#### 【開催場所】

ビジョンセンター田町

※ 本説明会は2010年7月から施行されている現行の技能実習制度の説明が中心です。

※ 団体監理型、企業単独型のいずれのタイプで受入れを検討されている方にもご参加いただけます

### JITCO 特別セミナー

新しい技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に資するためのセミナーです。団体監理型、企業単独型のいずれのタイプで技能実習生の受入れを検討されている方、また現在受け入れている方にもご参加いただけます。

#### 【参加費】

一般：6,000円、賛助会員：2,000円

#### 【開催予定】

東京

※ 2017年度は内容を変えて4回実施する予定。

※ 団体監理型、企業単独型のいずれのタイプで受入れを検討されている方にもご参加いただけます。

※ 第1回は6月28日に終了。同内容で7月19日（水）に追加開催（空席状況はJITCOセミナーサイトでご確認ください。）

## 専門性を高めたい方へ

### 日本語指導担当者実践セミナー

（旧名称：日本語指導セミナー）

講習の日本語指導のポイント、計画の立てかた、技能実習生に必要な「話す」「聞く」力をつけるための指導方法等について、具体例をもとに実践的に学んでいただけます。

#### 【参加費】

一般：13,000円、賛助会員：10,000円

#### 【開催日と開催場所】

10月27日（金）東京 / 11月17日（金）富山 /  
12月7日（木）名古屋 / 12月8日（金）高松 /  
2018年1月18日（木）大阪 / 1月19日（金）福岡 /  
2月16日（金）東京

### 日本語指導担当者トピック別実践セミナー

（旧名称：日本語指導ワークショップ）

日本語指導に関する2つのトピックを取り上げてじっくり考えます。トピックAでは授業での口頭練習の方法やイラスト等小道具の使い方等を、トピックBでは、外国人が学ぶ日本語文法の入口をのぞいて、指導にどう活かすか考えます。

#### 【参加費】

1トピックにつき一般：8,000円、賛助会員：5,000円

#### 【開催日と開催場所】

9月8日（金）東京 / 2018年2月9日（金）大阪 /  
3月9日（金）東京

### 安全衛生セミナー

技能実習生が安全に技能修得に取り組み、健康に生活できる方策の周知を目的として、厚生労働省の委託事業の一環で開催。雇入れ時等の安全衛生教育、事故防止のための具体的な対策について、災害事例等の紹介をまじえながら解説します。生活指導やメンタルヘルスケアのポイントも紹介します。

#### 【参加費】

無料

#### 【開催予定場所】

仙台、福岡、広島、高松、東京

※ 監理団体・実習実施機関の経営者、技能実習指導員、生活指導員等が対象です。

### 技能実習生とのコミュニケーション実践セミナー

技能実習生受入れ関係者（監理団体の相談員及び受入れ企業の指導員など）を対象としたセミナーです。挨拶や日常生活に必須の会話はもちろん、技能実習の各場面における会話を学ぶことができます。

#### 【参加費】

一般：10,000円、賛助会員：3,000円

#### 【開催予定場所】

東京

※2017年度はインドネシア語、中国語、フィリピン語、ベトナム語について各言語1回ずつの開催を予定。

※ インドネシア語は6月23日に終了。

# 2017年度開催セミナー情報 (6月末日時点 ※ 開催情報は追加・変更する場合がございます)

	日時	セミナー内容	開催場所	担当部	TEL
2017年	8月	2日(水) 技能実習制度説明会	東京(ビジョンセンター田町)	企業部相談課	03-4306-1155
	9月	6日(水) 技能実習制度説明会	東京(ビジョンセンター田町)	企業部相談課	03-4306-1155
		8日(金) 日本語指導担当者トピック別実践セミナー トピックA はじめての日本語指導 トピックB 日本語指導員のための日本語文法入門	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168
	10月	27日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168
	11月	17日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	富山	能力開発部援助課	03-4306-1168
	12月	7日(木) 日本語指導担当者実践セミナー	名古屋	能力開発部援助課	03-4306-1168
8日(金) 日本語指導担当者実践セミナー		高松	能力開発部援助課	03-4306-1168	
2018年	1月	18日(木) 日本語指導担当者実践セミナー	大阪	能力開発部援助課	03-4306-1168
		19日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	福岡	能力開発部援助課	03-4306-1168
	2月	9日(金) 日本語指導担当者トピック別実践セミナー トピックA はじめての日本語指導 トピックB 日本語指導員のための日本語文法入門	大阪	能力開発部援助課	03-4306-1168
		16日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168
	3月	9日(金) 日本語指導担当者トピック別実践セミナー トピックA はじめての日本語指導 トピックB 日本語指導員のための日本語文法入門	東京	能力開発部援助課	03-4306-1168

## お申し込みには JITCO のセミナーサイトをご活用ください

<http://www.jitco.or.jp/seminar/>

1 トップページを開き、希望のセミナーを選択する。



2 日程・お申込みはこちらを押す。

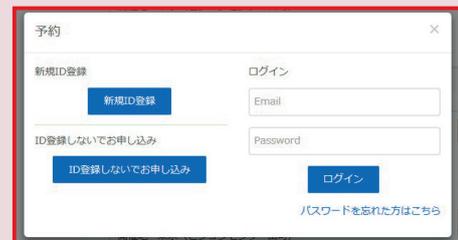


3 お申込を押す。



4 各お申込み方法から希望の方法を選択し、お客様情報を入力してください。

- セミナーメンバー登録をする ▶ **新規 ID 登録** ボタン
- セミナーメンバー登録をしない ▶ **ID 登録しないでお申込み** ボタン
- すでにセミナーメンバーである ▶ ログイン ID(メールアドレス)とパスワードを入力して **ログイン**



必要事項をご入力後、[確認] ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。内容をご確認の上、お間違いなければ[予約] ボタンを押してください。お申込み後、「お申込み受け付けメール」が届きます。  
 ※ お申込み当日の内に自動返信メールが届かない場合は、お手数ですがご連絡をお願いします。※ 迷惑メールフォルダに入っていないかご確認をお願いいたします。  
 ※ 携帯電話からお申込みの場合、携帯電話の受信設定を PC からのメールも受信できるよう変更をお願いいたします。※ 「~@ezweb.ne.jp」へは返信メールが届かない場合があります。「@jitco.or.jp」を受信可能に設定するか、各種 PC メールでのお申込みをお願いいたします。

# JITCO開催セミナーのご報告

## 外国人技能実習制度「新制度説明会」の開催 (2017年3月)

JITCOでは、2017年3月1日から3月31日まで、東京、名古屋など全国8ヶ所(合計10回)において、JITCO主催、法務省・厚生労働省後援による外国人技能実習制度「新制度説明会」を開催いたしました。

「新制度説明会」には、監理団体・実習実施機関を中心に約5000名の方々が出席され、法務省・厚生労働省の講師から約3時間にわたり、新たな技能実習制度についての説明がなされました。



## 「新制度・外国人技能実習生受入れセミナー」の開催 (2017年5・6月)

JITCOでは、監理団体・実習実施者の皆様から寄せられる「新制度の下で必要となる実務上の知識を修得できる講習会を開催してほしい」とのご要望にお応えし、2017年5月から6月まで、全国9ヶ所(合計12回)にわたり、技能実習生受入れのポイント、監理団体許可申請書類及び技能実習計画認定申請書類の書き方等を説明するセミナーを開催し、約3000名の方々が出席されました。

本セミナーは、法令等に盛り込まれている内容について、JITCOの理解を基に作成した資料を用いてご説明しました。



### 編集後記

■技能実習法の施行日が今年の11月1日と決まり、外国人技能実習機構による監理団体許可や技能実習計画認定の施行日前申請受付が始まるなど、新制度に向けた動きがいよいよ本格化してきました。最近JITCOの本部や各地方駐在事務所にも、監理団体・実習実施機関の皆様からの新制度対応に関するご相談やお問合せを多数いただいております。そこで本号の『かけはし』では、「労務管理の窓から」や「もっと役立つ入管指南」といった定番コーナーの掲載を一時休止し、技能実習法の施行に向けて対応が必要な項目の解説を中心に新制度特集としました。少しでも監理団体・実習実施機関の皆様のご参考になりましたら幸いです。

かけはし (JITCO JOURNAL) 第26巻130号

発行日 2017年(平成29年)7月1日

発行 公益財団法人 国際研修協力機構  
〒108-0023

東京都港区芝浦2-11-5

五十嵐ビルディング11階・12階

企画編集 総務部 広報室

Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp

JITCOホームページ <http://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生・研修生を受け入れる体制作り

# 割安な保険料・充実した補償の保険

外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

## 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険

在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。

## 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償

国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

## 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償

自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。

## 4 割引が適用された割安な保険料

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	滞在期間
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				…12か月 保険期間	…36か月 保険期間
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	2か月	11,380円	24,720円
							15日	13,080円	29,450円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	2か月	17,860円	39,640円
							15日	19,650円	42,840円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
							15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
							15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

NEW!  
プレミアム  
プラン

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。  
(注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。  
※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。  
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。  
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)  
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。  
保険に関するお問い合わせは

取扱代理店(お問い合わせ先)  
**株式会社国際研修サービス**  
**TEL 03-3453-3700**  
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

随時受付中

**FAX 03-3453-3703**  
 メールで印鑑不要の簡単加入!!

# 技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

## 協同組合 香川豊南

当組合の技能実習生はサッカー好きが多いことから、チームを結成しました。お揃いのユニフォームを着て、地元の日本人チームと対戦しています。実力はまだまだですが、余暇のサッカーを励みに、技能実習の3年間を爽やかに過ごしてもらえたらと思います。



## NSウエスト 株式会社

庄原市で開催された「庄原よいとこ祭」のパレードに技能実習生とともに参加しました。当日まで、業務後に食堂などに集まって踊りの練習を重ね、本番のパレードを大いに盛り上げました。

## 協同組合 共栄

研修センターで実施しているレクリエーションの様子です。月1回行っており、毎回午前中は清掃活動に取り組み、午後は日本の文化を体験します。この時は、竹を使った本格的な流しそうめんとスイカ割りを行いました。



**写真を掲載しませんか？**

掲載可能なお写真などありましたら、JITCO 総務部広報室 (kouhou@jitco.or.jp) まで写真データをお送りください。応募は随時受付中です。